

令和 8 年（第 2 回定例会）

総務企画消防委員会 会議録

令和 8 年 6 月 1 2 日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和8年6月12日（金）

開議 午前10時00分

閉議 午前11時47分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員（8名）

委員長	三重 忠 昭	副委員長	谷 口 和 美
委員	山 本 一 成	委員	黒 木 愛一郎
委員	安 部 一 郎	委員	日名子 敦 子
委員	重 松 康 宏	委員	中 村 悟

○欠席委員（なし）

○委員外議員出席者（なし）

○執行部出席者

総 務 部 長	竹 元 徹	総 務 部 参 事 兼 市 民 税 課 長	牛 島 照 美
企画戦略部長	安 部 政 信	市 長 公 室 長	山 内 弘 美
市長公室参事兼 新湯治・ウェル ネス推進室長	和 田 健 二	防 災 局 長	日 置 伸 夫
消 防 長	浜 崎 仁 孝	防災局次長兼防 災危機管理課長	中 西 郁 夫
消防本部次長兼 総 務 課 長	永 路 尚 道	職 員 課 長	佐 藤 英 幸
資 産 税 課 長	十 川 宏 治	政 策 企 画 課 長	清 末 妙
財 政 課 長	河 野 文 彦	自 治 連 携 課 長	溝 部 進 一
警 防 課 長	後 藤 英 明		

○議会事務局出席者

課 長 補 佐 尾 崎 美 由 紀 主 任 今 留 蓮

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第 3 8 号	令和 8 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第 4 1 号	別府市税条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 4 2 号	別府市税特別措置条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 4 6 号	別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 4 9 号	動産の取得について	全員一致による 原案可決
議第 5 0 号	動産の取得について	全員一致による 原案可決
議第 5 1 号	動産の取得について	全員一致による 原案可決
議第 5 2 号	動産の取得について	全員一致による 原案可決
議第 5 4 号	市長専決処分について（令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号））関係部分	全員一致による 原案可決
議第 5 5 号	市長専決処分について（令和 8 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号））関係部分	全員一致による 原案可決
議第 5 6 号	市長専決処分について	全員一致による 原案可決
議第 5 7 号	市長専決処分について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顚末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和8年6月12日

総務企画消防委員会

委員長 三 重 忠 昭

総務企画消防委員会 会議概要

○開議:10時00分

○三重委員長

ただいまから総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第 46 号、別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてほか11件であります

審査は、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

なお、審査に先立ち、今回の議案である議第 54 号及び議第 55 号、市長専決処分について、3月議会の8年度当初予算として既に議決を受けているものであり、今回の議案はあくまでも専決処分に関わる内容であるため、事業内容について集中し過ぎないように、委員の皆様方におかれましては御協力をお願いいたします。

それでは初めに、消防本部関係議案の審査を行います。

議第 46 号、別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議第 49 号、動産の取得についてから、議第 52 号、動産の取得についてまで、当局から一括して説明願います。

○浜崎消防長

それでは、消防本部から本定例会に提出をさせていただいております議第46号の条例関係1件、並びに議第 49 号から議第 52 号までの動産の取得についての4件の議案につきまして、担当課長のほうから御説明をさせていただきますので、審査のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○永路消防本部次長兼総務課長

それでは最初に、議第 46 号、別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明を申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案書の 18、19 ページをお開きください。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和8年5月27日に公布、施行され、同年4月1日から遡及適用されることに伴い、別府市消防団員等公務災害補償条例における葬祭補償額を 33 万円に改正するものであります。

続きまして、議第 49 号から議第 52 号の動産の取得について、4件を御説明申し上げます。

まずは、議第 49 号、議案書の 24 ページをお開きください。

消防団の現有車両において、老朽化とともに、消防活動を安全、確実、迅速に遂行するため、車両更新計画に基づき、4台の消防自動車を買入れようとするものでございます。

このうち1台は車両に係る法改正の公布日などが不明確などの理由により、ベースとなる車種の納期遅れに伴い、令和7年度からの繰越事業でございします。

なお、今回更新しようとする4台の車両は全て小型動力ポンプ付積載車となり、契約の合計金額は 6,318 万 4,000 円です。

また、契約の相手方は、大分市の株式会社消防防災大分本店となります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

続きまして、議第 50 号、議案書 25 ページをお開きください。

消防本部の現有車両において、老朽化とともに、消防活動を安全、確実、迅速に遂行するため、車両更新計画に基づき、35メートル級伸縮水路付先端屈折式はしご付消防ポンプ自動車を買入れ

ようとするものでございます。

今回更新しようとする車両の契約金額は2億 7,500 万円で、契約の相手方は、大分市の新日本消防設備株式会社となります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

続きまして、議第 51 号、議案書 26 ページをお開きください。

消防本部の現有車両において、老朽化とともに、消防活動を安全、確実、迅速に遂行するため、車両更新計画に基づき、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(1—A型)を買い入れようとするものでございます。

今回更新しようとする車両の契約金額は 9,053 万円で、契約の相手方は、大分市の新日本消防設備株式会社となります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

最後は、議第 52 号、議案書 27 ページをお開きください。

消防本部の現有車両において、老朽化とともに、救急活動を安全、確実、迅速に遂行するため、車両更新計画に基づき、高規格救急自動車を買入れようとするものでございます。

今回更新しようとする車両の契約金額は 2,844 万 6,000 円で、契約の相手方は、大分市の日産プリンス大分販売株式会社営業支援部となります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、消防本部関係部分の説明を終わらせていただきます。何とぞ御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○安部委員

財産の取得ですけども、入札方法と参加した会社の数と財源について教えてください。

○後藤消防本部警防課長

お答えします。

まず、35 メートル級の通称はしご車といわれるものですけど、一般競争入札で1者のみ応札ありました。

財源につきましては、起債がありまして、交付税措置があるものが約3分の1使えて、交付税措置なしが3分の2使えるということで、全額起債という形になっております。

二つ目の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(1—A型)、いわゆるタンク車と言われるものなんですけれども、これは2者の応札があり、緊急消防援助隊整備費補助金という補助金が補助基準額の2分の1、約 1,900 万円程度あります。残った部分が、補助金のメニューの起債があり、充当率 90%で交付税措置なしで約 6,400 万円となっています。一般財源は約 200 万円程度となっています。

次に、高規格救急車なんですけど、3者が応札になっています。高規格救急車については、一般競争入札ではあるんですけど、要件設定型となっています。理由としては医療機器がありますので、そこが取り扱いてくれる業者さんということになっておりまして、今回は3者あり、これも同じく補助金がありました。補助基準額の半分で 1,700 万円、それと 90%の充当率で、交付税措置なしで約 1,000 万円、

一般財源が150万円の負担となっております。

小型ポンプ自動車積載車につきましては、2者が応札、財源としましては緊急防災減災対策事業債という100%充当できるものがあって、交付税措置70%の全額となっております。

以上となります。

○安部委員

そのうちの高規格救急自動車ですかね、この契約先の相手が日産プリンス大分の課長となっておりますけど、これだからどんな意味があるんですか。

○後藤消防本部警防課長

登録事業者の登録が日産、課長さんというところが登録事業となっているようです。いわゆる所長とかでなく、ということになっとうようです。代表者があくまで課長という形です。

○安部委員

1者のとこも、当然、致し方ない、事業者がこしかいないということで理解はできるんですけど、他地域でどのぐらいの入札が行われてるかというのは、参考にしとったほうがいいんじゃないかなと思います。

僕自分なりに調べたら、他地域の高いところもあれば低いところもあるんで、仕様書によって違うということなんですよ。それを1回調べた上で、1者のときは特に慎重にやってもらいたいと思います。

○三重委員長

ほかに質疑は。

○重松委員

救急車の動産の取得についてなんですけど、DXの観点からなんですけど、例えば搬送する病院の選定とか、後は例えばリアルタイムで患者さんとお医者さん、患者さんの状態をお医者さんに連絡するとか、何かそういったデジタル設備というのは、今回導入車両には設備はされてるんですか。

○後藤消防本部警防課長

救急車のDX関係ということなんですけど、まず、心電図とかは医療機関のほうに伝送装置というのがついておりまして、そこで心電図情報が送ることができます。併せて患者さんの顔とかもカメラで映して送ることができるような機能はついております。

受入れの状況については、今のところは医療機関とのつながりはないんですけど、今、国のほうが医療プラットフォームというのを設定していくというふうに、今後そういった機器が導入されていくんではないかなというふうに考えております。

○重松委員

今ある、使ってる車両にも同じようなそういう設備というのはついてますか。

○後藤消防本部警防課長

全ての車両に一応ついてます。

○三重委員長

ほかに。

○日名子委員

動産の取得、今回四つあがっておりますけども、単純に計算したら4億 6,000 万円近く、一般財源は少ないかもしれませんが、このタイミングというのは、さっきも説明あったかもしれませんが、もう一回このタイミングでこんなを買うというのの理由というのをもう一回教えてもらっていいですか。

○後藤消防本部警防課長

消防車、救急車につきまして、日本消防検定協会というのがありまして、消防車であれば 15 年、一般的には 15 年、はしご車には 17 年という使用期限が定められておって、業者さんがそれ以上の修理は大きなことはできないということがありますので、そのタイミングで更新をしていかなければならないというのが、今回たまたま重なっているというところがあります。

○日名子委員

ありがとうございます。こういうたまたま重なるのは、何十年に1回か分かりません、ちょっと発生することもあるということですよ、今後も。

○後藤消防本部警防課長

先ほど言ったように、15 年ぐらいサイクルで来るんですけど、これから四、五年、消防車、救急車が重なる時期がありますので、費用負担としては、年度当たり4億円ぐらいはかかっていくというような形になります。

○三重委員長

ほかに。

○谷口副委員長

いろいろもう出たんで、最後に一つだけ、今回 35 メートルのはしご車ということなんですけれども、いろんな高さのはしご車があると思うんですけれども、35 メートルにした理由を教えてください。

○後藤消防本部警防課長

まず、中高層建物というのは 15 メートル以上の建物を一般的には言います。この 35 メートルというのが、大体ビルの 10 階ぐらいまでが届くような高さになってます。10 階以上になりますと、消防設備が充実してますんで、スプリンクラーであったりとか、屋内消火栓がありますので、基本的には整備が厳しくなることによって、延焼の拡大はないと。それ以下の 10 階以下を救出ができることが消防としては必要というふうに考えて、35 メートルの選択となっております。

○三重委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 46 号、別府市消防団等公務災害補償条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 46 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議 49 号、動産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 49 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議 50 号、動産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 50 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議 51 号、動産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 51 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議 52 号、動産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 52 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、消防本部関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)10 時 14 分

(再開)10 時 14 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。

議第 54 号、市長専決処分について、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)職員課関係部分及び議第 55 号、市長専決処分について、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)職員課関係部分について、当局から一括して説明願います。

○竹元総務部長

今回、総務部から提出いたします議案は、条例に係るもの及びその他の議案といたしまして、職員関係議案が議第 54 号及び議第 55 号の市長専決処分、令和7年度及び令和8年度別府市一般会計補正予算の職員課関係部分の2議案、そして市民税課及び資産税関係議案が議第 41 号、別府市税条例の一部改正について、議第 42 号、別府市税特別措置条例の一部改正について、そして議第 56 号及び議第 57 号の市長専決処分についての4議案、合計6議案になります。

それでは、職員課関係議案、議第 54 号、議第 55 号、職員課関係部分につきまして、課長が御説明申し上げます。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤職員課長

それでは、職員関係部分について御説明をさせていただきます。

議第 54 号及び議第 55 号の補正予算の市長専決処分ですが、令和8年度当初予算に計上し、議決をいただいた国の地域未来交付金を活用した新湯治・ウェルネスを推進する事業について、令和

8年3月 31 日付交付決定の内示があり、令和7年度の予算措置が必要となったことで関係経費を令和7年度予算に計上するとともに、令和8年度当初予算を減額したものです。

まず、議第 54 号、市長専決処分についてにおける処分事項、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)職員課関係部分について御説明いたします。

議案書 39 ページを御覧ください。

上段の 0016 事業、職員人件費の追加額として 358 万 2,000 円を増額計上しております。健康推進課が行うウェルネスゆったりストレッチ教室に従事する健康運動指導員としての会計年度任用職員1名の報酬、賞与、共済費などになります。こちらを3月 31 日付で地方自治法第 179 条第1項の規定に基づき市長専決しましたので御報告するものです。

次に、議第 55 号、市長専決処分についてにおける処分事項、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)職員課関係部分についてになります。

議案書 54 ページを御覧ください。

先ほど議第 54 号で御説明いたしました令和7年度予算に、増額補正を計上いたしました会計年度任用職員の人件費につきまして、3月 31 日付で令和8年度予算において同額を減額することを市長専決したものを報告するものであります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 54 号、市長専決処分について、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)職員課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 54 号、職員課関係部分については原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第 55 号、市長専決処分について、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)職員課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 55 号、職員課関係部分については原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)10 時 20 分

(再開)10 時 20 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、関連がありますので市民税課及び資産税課関係議案の審査を一括して行います。

議第 41 号、別府市税条例の一部改正について、議第 42 号、別府市税特別措置条例の一部改正について、議第 56 号、市長専決処分について及び議第 57 号、市長専決処分について、当局から

一括して説明願います。

○竹元総務部長

引き続き、市民税課、資産税課関係議案の審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議第 41 号、第 42 号、第 56 号及び議第 57 号の4議案につきまして、市民税課、資産税課の順に関係議案について、担当参事、担当課長から説明をさせていただきます。何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛島総務部参事兼市民税課長

それでは初めに、議第 41 号、別府市税条例の一部改正についての市民税課関係部分について説明いたします。

議案書の右下5ページをお開きください。

これは、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

個人住民税に関する主な改正内容について説明いたします。

まず、寄附金税額控除等について一般特別税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に合わせた改正を行います。

防衛特別所得税は、所得税額に対し1%が課されますが、家計負担が増加しないよう、立法特別所得税の税率が1%引き下げられます。

同時に復興財源の総額を確保するため、課税期間が 10 年間延長されますが、それに合わせて、地方税法が改正され、条例も改正することとなりました。

次に、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う法改正に合わせた改正を行います。

所得税の基礎控除が引き上げられたことにより、公的年金等受給者のうち、所得税が課税される公的年金等の支払い者が源泉徴収を行う必要がない方が一定程度増加します。

その方々は、住民税は課税される場合があるため、扶養親族等申告書を提出しなければ住民税が高くなってしまう可能性があります。そのため、個人住民税における公的年金等受給者の扶養控除等申告書の提出義務の範囲を拡大するための改正を行います。

また、優良住宅の造成等のために、家等を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しを行い、適用期限を3年延長することに伴う改正を行います。

その他、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う改正、特定一般医薬品の購入費を支払った場合の医療費控除の特例、セルフメディケーション税制に係る適用期限の延長に伴う改正を行うほか、所要の改正を行っております。

続きまして、議第 56 号、市長専決処分についての市民税課関係部分について説明いたします。

60 ページを御覧ください。

地方税法の一部を改正する法律が令和8年3月 31 日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、別府市税条例の一部を改正するものです。

主な内容は、まず軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴う改正です。

令和8年3月 31 日をもって環境性能割が廃止されたことに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする所要の改正を行っております。

環境性能割は、令和元年 10 月に自動車取得税の廃止に合わせて導入されましたが、自動車取得時の負担を軽減することなどを目的に、令和7年度末で廃止されました。

なお、環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当することとされ、令和8年度においては、地方特例

交付金によって補填されております。

次に、個人住民税関係では、住宅借入金等特別税額控除について定めた、地方税法附則第5条の4が削除されたことに伴う所要の改正を行っております。

この附則の削除とは、住宅借入金等特別税額控除に関する地方税法附則第5条の4の2の規定が、附則第5条の4に繰り上げられたことによるものであり、これまで二つの条項に分かれていた住宅借入金等特別税額控除についての規定が整備されたというものです。

その他、個人住民税所得割の課税標準について、特定大口株主への配当が住民税の申告により精算可能な限定配布とされたことによる改正。

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限の延長に伴う改正を行っております。

これらの改正については、地方税法の一部を改正する法律が令和8年3月 31 日に公布され、4月 1日から施行されたことに伴い、3月 31 日付で市長専決処分とさせていただきます。

以上で市民税課関係部分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○重松委員

復興特別所得税、また防衛特別所得税の創設に伴う地方税の改正ということなんですけど、これらは国税だと思うんですけども、その国税とこの私たちが払う市民税、それに対しての関連性について教えてください。

○牛島総務部参事兼市民税課長

あまり詳しくは説明できないんですけども、そちらのことと、ふるさと納税の関係で、国税で幾ら控除されて、残りを地方税のほうで控除されるといったときに、本則というか基本の割合が例えば 100 分の 85 であったところが、まず 100 分の 84.895、そして今回の改正で 100 分の 84.95 というように、微妙に数字が違ってきておりまして、その数字を当てはめて計算するというような形になっております。そのことは地方税法上の改正で示されておりますので、それに沿って税条例もそういう形になります。

○重松委員

分かりました。それで、この改正によって、市民の対象者の方の負担が結局増えるのか、減るのかということではいかがですか。

○牛島総務部参事兼市民税課長

負担は変わらないという認識でおります。

○三重委員長

ほかに質疑ございませんか。

○日名子委員

先日の議案質疑でもちょっと分かりにくいなと思いながら、難しいなと思って聞いてたんですけども、先ほど、年金受給者の所得控除の金額が変わったというんで、65 歳の人にアナウンスがある

という説明だったと思うんですけど、何か連絡というんですか、それは、例えばオンラインで全部できるんですか、それとも紙で申請なのか、何かまた押印がいか、何か所得証明を出してとか、何かそういう細かい手続が発生するんですか。

○牛島総務部参事兼市民税課長

お答えいたします。

現在、行われている扶養控除申告のやり方については、オンラインでも一部行われておりまして、年金機構等からお知らせのおはがきというか、申告書を出してくださいという案内があって、扶養を取られている方は申告しますというような形で返されています。

ただ、問題になりますのが、所得税の基礎控除だけが引き上がりまして、特別徴収というのは所得税がかかる方に対して行うものなので、年金機構等は、もう一定程度の方については、扶養控除申告書を出しても出さなくても変わらないということでお知らせが行き渡らないというか、促すような形が一部の方々についてとれない可能性が出てきます。

その方々は、住民税の基礎控除は変わっておりませんので、やはりその扶養控除申告書を出さなければ住民税が課税されて、御本人としては去年まで何もしてない、だけど税額はこれぐらいだったというところが、急にこう上がってきたり、また、国民健康保険税とか、ほかの保険税、保険料にも影響を与えるので、何かの通知が来て、急に高くなって驚いて、何でですかというようなことになる方が一定程度いらっしゃるような可能性が出てきます。

今回の法改正によって、そのはざまを埋めるような形で年金機構のほうも修正がされるかなとは思いますが、ちょっと今市民税課のほうでも、その方々をどうやったら申告が漏れなくできるかというところは考えているところで、最低限、市報やホームページでの周知は行って、所得税がかからない、年金の特別徴収行われてなくても、市県民税、住民税には関わってくるので、申告が必要ですよというような形の周知は図っていきたいと思っております。

また、現在でもそうなんですけれども、無意識のうちにされていることで、税額が変わっていてびっくりするということがよくありますので、その場合はお電話とか御来庁された方々については、随時説明をした上で修正申告をしていただくとの対応を行っております。

修正申告といっても、その扶養をつけますということによって、税が下がるということが起こりますので、そのような対応をしております。

○日名子委員

ざっくりとどれぐらい、何人、何十人、何百人。

○牛島総務部参事兼市民税課長

議案質疑の中では人数等については、はっきり申し上げることができなかつたんですけど、何百人ぐらいの方に及ぶ可能性があります。

ただ、扶養控除を取らなくても社会保険料控除とか、ほかの控除をしようという意識がある方については、結局、年金の金額によっては、しなくても大丈夫なパターンも出てくるかもしれない、やってみないというか、この次の申告時期になったときに、どのようになるかというのが今のところ予測できていないので、次の申告時期までには、どういう形がいいかというところで、できるだけその方々が住民税が急に高くなって届いたというようなことがないようにしていきたいというふうには思っております。

○日名子委員

日本年金機構との絡みだけとったら、アプリは、LINEそういうのは、私たちは別府市なので、それ

がしてもということをおっしゃってた、それは全く関係ないんですか。

○牛島総務部参事兼市民税課長

すいません、ちょっと今年金機構の対応がどのようになるかというところまでは把握できていないんですけれども、申し訳ございません。

ただ、次の1月が来るときがはざまの形で周知が一番必要になると思うんですけれども、今回の法改正によって、年金機構のほうも源泉徴収をしない、所得税はかからないと思っている方々についても、一定程度その申告ができるような仕組みを取っていただけるのではないかと考えております。

市に直接申告していただくこともできるんですけれども、年金受給者の方というのは、年金支払者を通して扶養がありますよという申告をするという仕組みが条項、原則としてありますので、そちらで抜けのないようにお知らせのはがきというか、文書なりがいついていただけると、分からなければ問合せをしていただくことができますし、対応できるのではないかなと考えております。

○日名子委員

では、はがきなりなんなりでお知らせするということですので、皆さんが分かりやすいような、漏れないような対応をしていただければと思います。

お願いいたします。ありがとうございました。

○中村委員

申告をされなかった場合の、その住民税がそして上がってしまったという先ほどのケースでいうと、どれぐらいの金額がかかると予測されるのか、教えてください。

○牛島総務部参事兼市民税課長

お答えします。ちょっと、その方々によって違ってくるのでなんですけど。

均等割がかかるか、かからないかというところの境の方が、年金所得がそこまで高くない方というのが、もうその基礎控除を取った時点で源泉徴収はされないというふうになりますけれども、その方々も申告されないと均等割がかかってしまって非課税から課税になるという方が一定程度おられると予測されますし、扶養の人数が多い方については、扶養控除の額だけ課税される額が上がってしまいますので、所得割に関してはその金額を10%がかかるというようなことになりますので、扶養控除が33万円、すいません、ちょっとはっきり数字が私のほうが言えないんですけれども、その扶養控除の金額に応じた税額がかかるか、かからないということになりますので、その10%の額の所得割は変わってくるという可能性があります。

○三重委員長

ほかに。

○谷口副委員長

先ほど、議第56号の軽自動車税のところで、令和8年度の地方特例交付金ですか、それで補填するとおっしゃったんですが、それ以降はどうなるのか。

○牛島総務部参事兼市民税課長

お答えいたします。

国が、イメージとしては令和8年度は、取りあえずその地方特例交付金で措置しますというような

感じと、今のところは受け止めております。それが補填される方法をほかの何らかのことで措置する間は、そのやり方ということになるのかなと思うんですけども。

10 年後、20 年後になったときには、どうなってるか分からないんですが、今すぐに上昇してしまう金額については、市町村の断絶にならないようにというような配慮で地方特例交付金で対応するということでございます。

○谷口副委員長

高齢者、障がい者等の円滑化の促進に関する法律で、特定建築物に該当する一定の間、それはその対象の家屋は決められたということですか。

○牛島総務部参事兼市民税課長

すいません、これから資産税課のほうで説明をいたしまして、その中でまた出てきますので、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

次に、資産税課のほうから説明のほう、よろしくお願いいたします。

○十川資産税課長

それでは、議第 41 号、議第 42 号、議第 56 号及び議第 57 号の資産税課関係部分について、一括して説明いたします。

まず、議第 41 号でございます。

議案書の 7 ページをお開きください。

別府市税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和 8 年度の地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の免税点について見直しが行われました。

具体的には、物価の上昇を踏まえて、家屋に係る免税点を 20 万円から 30 万円引き上げ、償却資産に係る免税点を 150 万円から 180 万円に引き上げて、令和 9 年度以後の固定資産税から適用するものであります。

次に、議第 42 号でございます。

議案書の 12 ページをお開きください。

別府市税特別措置条例の一部改正について説明いたします。

これは、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、別府市税特別措置条例を改正しようとするものです。

主な改正内容としては、課税免除または不均一課税の対象となる施設の設置期限を、令和 8 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日までに延長するものであります。

続きまして、議第 56 号の市長専決処分について説明いたします。

議案書の 62 ページの附則第 10 条の 2 から 64 ページの附則第 10 条の 4 までが、資産税課関係部分でございまして、令和 8 年度の地方税法の一部改正に伴い、別府市税条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、地方税法の改正により条項が移動したため、別府市税条例に所要の改正を行うものであります。

条項の移動以外の改正では、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の拡充がございました。

これは、減額の対象となる施設について、従来は劇場や音楽堂に限定していたものを見直しにより、不特定多数の方が利用する高齢者、障がい者の福祉施設や店舗などの特別・特定建築物全般を対象とするように拡充するものであります。

最後に、議第 57 号の市長専決処分について説明いたします。

議案書の 67 ページをお開きください。

別府市都市計画税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは先ほどの別府市税条例の改正の専決処分と同様に、地方税法の改正に伴う条項異動に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第 56 号、議第 57 号につきましては、令和8年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分させていただきました。

以上が、資産税関係部分の議案につきまして説明いたしました。何とぞ御審議のほどよろしく願います。

○三重委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○谷口副委員長

先ほどの特別・特定建築物で対象が広がったんだというのは分かったんですけど、別府市でいうとどういった建物が建てられたのか。

○十川資産税課長

お答えいたします。

こちら特別・特定建築物というものに該当する施設としましては、公共施設、学校なども当てはまりますし、民間のものでいいますと、病院、あと福祉施設、こういったものが該当となってきます。

建築物としては対象となるんですが、その地方税の軽減を受けるためには、国の補助を受けることが前提となっております。国交省の社会資本整備交付金というものでして、交付率が国から3分の1、市から3分の1、事業者が3分の1という負担になっておりますので、こういった交付金を受け入れるかどうかというところ、事業者さんでそういった意向があるかどうか、そういったところが実際にこの軽減を受けれる対象になるかどうかの判断になっております。

○三重委員長

ほかに。

○重松委員

固定資産税、免税点が家屋で 30 万、償却資産で 180 万上がったということは、市民の方がそれによって負担が減る方もいらっしゃる、その一方で、固定資産税、市税も大変主要なやっぱり収入です。それによって市税の影響というのは、今のところどのように見通しを立てられているのかお伺いします。

○十川資産税課長

お答えいたします。

来年から免税点の引下げがありますので、その影響については実際今のところはまだ分からないんですが、昨年、令和7年度の免税点の適用状況を調べましたところ、税額ベースでいいますと、家

屋 20 万以下で税金かかっていない方が、税額ベースでは 0.05%、償却資産で言いますと 1.14 %の方ということになっておりますので、実際免税を受けている方というのは非常に今でもごく僅かです。

これが家屋が 20 万円が 30 万円に引き上げられ、償却資産が 150 万円から 180 万円に引き上がったとしても、あまり影響が出てこないという可能性もありますので、多くの市民の方が減税を実感するですとか、市税のほうに歳入が減少になるといった影響が出るということは、今時点ではあまり見込んではいないところでございます。

○三重委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 41 号、別府市税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第 41 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 42 号、別府市税特別措置条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 42 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 56 号、市長専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 56 号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第 57 号、市長専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 57 号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、市民税課及び資産税課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)10 時 50 分

(再開)10 時 50 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、政策企画課関係議案の審査を行います。

議第 38 号、令和 8 年度一般会計補正予算(第 2 号)政策企画課関係部分、議第 54 号、市長専決処分について、令和 7 年度別府市一般会計補正予算(第 8 号)政策企画課関係部分及び議第 55 号、市長専決処分について、令和 8 年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)政策企画課関係部分について

て、当局から一括して説明願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部が提出しました議案について、説明いたします。

企画戦略部におきましては、議第 38 号、令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)関係部分、議第 54 号、市長専決処分、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)関係部分、議第 55 号、市長専決処分について、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係分の3議案について提案させていただいております。

最初に政策企画課から関係部分について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○清末政策企画課長

それでは、政策企画課関係3議案について説明いたします。

初めに、議第 38 号、令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)関係部分について、説明いたします。

補正予算書の 11 ページを御覧ください。

一番上の別府創生応援寄附金の追加額 2,000 万円は、企業からの寄附の申出に伴い、企業版ふるさと納税による寄附金の追加額を歳入に計上するものです。

続きまして、議第 54 号及び議第 55 号の補正予算の市長専決処分ですが、令和8年度当初予算に計上し、議決をいただいた国の地域未来交付金を活用した新湯治・ウェルネスを推進する事業について、令和8年3月 31 日付交付決定の内示があり、令和7年度の予算措置が必要となったことで、関係経費を令和7年度予算に計上するとともに、令和8年度当初予算を減額したものです。

議案書 37 ページを御覧ください。

まず、議第 54 号、市長専決処分についてにおける処分事項、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)政策企画課関係部分では、新湯治・ウェルネス推進に関連する7事業に係る地域未来交付金 2,164 万 3,000 円を令和7年度の歳入予算に追加計上しています。

続いて、議案書 52 ページを御覧ください。

議第 55 号、市長専決処分についてにおける処分事項、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)政策企画課関係部分では、新湯治・ウェルネス推進に関連する事業に係る地域未来交付金 4,689 万 3,000 円を、令和8年度の歳入予算から減額しています。

以上で、政策企画課提出の3議案について説明を終わります。何とぞ慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。審議のある方は御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 38 号、令和8年度別府市一般会計補正予算、政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 38 号政策企画課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 54 号、市長専決処分について、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)政策企画課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 54 号政策企画課関係部分については原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第 55 号、市長専決処分について、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)政策企画課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 55 号政策企画課関係部分については原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)10 時 57 分

(再開)10 時 57 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第 38 号、令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)財政課関係部分、議第 54 号、市長専決処分について、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)財政課関係部分及び議第 55 号、市長専決処分について、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)財政課関係部分について、当局から一括して説明願います。

○河野財政課長

議第 38 号、令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)財政課関係部分について御説明を申し上げます。

まず、歳入について御説明いたします。

予算書の 12 ページをお願いいたします。

別府市財政調整基金繰入金の追加額 5,409 万円でございますが、これは今回の一般会計補正予算(第2号)における財源不足の調整のため財政調整基金からの繰入金の追加を行うものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

14 ページをお願いいたします。

0119、財政事務に要する経費の追加額 1,454 万 2,000 円でございますが、これは令和6年度に概算交付を受けました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、事業費確定に伴う精算のための国庫返納金を計上しております。

続きまして、議案について御説明を申し上げます。

議案書 29 ページ及び 45 ページの議第 54 号及び議第 55 号の補正予算の市長専決処分でございますが、令和8年度当初予算に計上し議決をいただきました国の地域未来交付金を活用した新湯治・ウェルネスを推進する事業について、令和8年3月 31 日付交付決定の内示があり、令和7年度の予算措置が必要になったことで、関係経費を令和7年度予算に計上するとともに令和8年度当

初予算を減額したものでございます。

まず、議案書の29ページからの議第54号、市長専決処分についてにおける処分事項、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)財政課関係部分についてでございます。

議案書の38ページをお願いいたします。

別府市財政調整基金繰入金の追加額2,884万2,000円でございますが、これはこの補正予算におけます財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を追加したものでございます。

次の段の湯のまち別府ふるさと応援基金繰入金の追加額1,401万2,000円でございますが、これは歳出補正予算に計上しております母子健康相談、教育に要する経費の追加額の財源として、湯のまち別府ふるさと応援基金からの繰入金を追加したものでございます。

次の段の別府未来共創基金繰入金の追加額1,850万3,000円でございますが、これは歳出補正予算に計上しております、新湯治・ウェルネス推進に要する経費の追加額の財源として、別府未来共創基金からの繰入金を追加したものでございます。

続きまして、議案書45ページからの議第55号、市長専決処分についてにおける処分事項、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)財政課関係部分についてでございます。

議案書の53ページをお願いいたします。

別府市財政調整基金繰入金の減額3,359万2,000円でございますが、これはこの補正予算におけます財源調整のため、財政調整基金からの繰入金を減額したものでございます。

次の欄の湯のまち別府ふるさと応援基金繰入金の減額1,401万2,000円でございますが、これは歳出補正予算に計上しております母子健康相談、教育に要する経費の減額に伴いまして、財源としておりました湯のまち別府ふるさと応援基金からの繰入金を減額したものでございます。

次の段の別府未来共創基金繰入金の減額1,850万3,000円でございますが、これは歳出補正予算に計上しております、新湯治・ウェルネス推進に要する経費の減額に伴いまして、財源としておりました別府未来調整基金からの繰入金を減額したものでございます。

以上、財政課関係部分の議案について御説明をさせていただきました。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○重松委員

ちょっと一つ教えてください。

今回、財政調整基金が5,400万円一般財源に繰り入れておりまして、合計で23億7,285万5,000円なんですけど、この中で私よく分からないんですけども、大きなものというか、どういう主な、どういうものに充てられているのか、教えてください。

○河野財政課長

財政調整基金でございますが、財政調整基金は、予算の収支の不足額を調整するために全体調整の中で基金を入れるようになっておりますので、どの事業に充てるのではなくて、収支全体の調整として、基金を使わせていただいているところでございます。

○重松委員

この23億はこれから使うための準備金というか、そういう感じなのですか。

○河野財政課長

予算書は、歳入歳出同額にしますので、予算書上はその歳出予算の不足額を賄うために、予算編成をしているところでございます。

あと、これは決算になりますと、決算で収支が出ますので、その中で財政調整基金をどのように調整をして、繰入れをしていくかというのはまた決算の段階で調整させていただくようになっております。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 38 号令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 38 号財政課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 54 号、市長専決処分について、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)財政課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 54 号財政課関係部分については原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第 55 号、市長専決処分について、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)財政課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 55 号財政課関係部分については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○安部委員

指定管理で中央公会堂が指定管理されようとしていますが、これそこに関わる関係で家賃が入ってくると思うんですけど、どのような財政は家賃をもらうような考えがありますか。

○安部企画戦略部長

今、試算中でございます。形としては、行政財産の目的外使用、使用許可を出して収入しております。

○安部委員

そういう意味でいくと、費用対効果はまだ出せないですね。

○安部企画戦略部長

まだ、その収入のほうは。

○安部委員

分かりました。どうもありがとうございます。

○三重委員長

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

(休憩)11 時 06 分

(再開)11 時 06 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、自治連携課関係議案の審査を行います。

議第 38 号、令和8年度別紙一般会計補正予算(第2号)自治連携課関係部分について当局から説明をお願いします。

○山内市長公室長

それでは、御審議いただく自治連携課関係予算議案は、課長より説明いたしますので、よろしくお願いします。

○溝部自治連携課長

それでは、議第 38 号、令和8年度福祉一般会計補正予算(第2号)の自治連携課関係議案について説明いたします。

まず、歳出でございますが、予算書 14 ページをお開きください。

事業番号 1136、共同事業推進に要する経費の追加額として、1,907 万 1,000 円を計上させていただいております。内容といたしましては、自治会の在り方を検討するための経費として 107 万 1,000 円、コミュニティ助成に係る経費として 1,800 万円となっております。

まず、自治会の在り方を検討するための経費でございますが、全国的にも少子高齢化や働き手の定年延長など社会情勢の変化から、自治会の担い手不足や加入世帯の減少が課題となっております。

自治会は任意の団体ではございますが、別府市において、自治会が抱える課題について様々な方が参画する自治会の在り方検討委員会を設置するため、検討委員会設置に伴う必要な経費を計上させていただいております。内容といたしましては、外部専門家及び委員への謝礼金として 34 万 5,000 円、委員等の先進地視察に係る経費として 17 万 6,000 円。また、自治機能を維持し、幅広い世代に対応するための取組として、デジタル化によるシステムづくり等の調査費として、55 万円を計上させていただいております。

続きまして、コミュニティ助成金についてです。この助成金は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の推進を図り、地域の連帯感に基づく地域意識を盛り上げることを目的として、コミュニティ活動に直接必要な備品等や集会施設の整備に関する事業に対して助成されるものです。

今回の補正予算では、自治会、公民館における会議用椅子、テーブルなどコミュニティ活動備品の整備に対する助成金として、幸町自治会 250 万円、また老朽化により公民館2階集会場を平家に建て替えるための建設及び備品の整備に対する助成金として、東荘園町自治会 1,550 万円の計 1,800 万円を計上させていただいております。

なお、この経費につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施しております宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業助成金の交付決定を受けておりますので、予算額の 1,800 万円は全額予算書 13 ページの歳入に記載しております、コミュニティ助成金で賄われるこ

ととなります。

以上で議第 38 号自治連携課関係部分の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○谷口副委員長

自治会の在り方検討委員会の開催するということで、委員会の人数というか、有識者の方とかい
らっしゃると思うんですが、何人ぐらい。

○溝部自治連携課長

今、10 名ほど考えてます。おっしゃるとおり識者であつたりとか、地域の方々であつたりとか、若年
層も、若い世代の加入のほうも問題ありますので、そちらに関係するような方々を委員にしたいと
考えております。

○谷口副委員長

若年層、例えば 40 代、50 代、本当に働き盛り、現役の方とか、PTAとか、そういったちょっと若い
層の団体の方とかも、ちょっと本当に入れていただきたいなというふうに思ってますので、よろしくお
願いします。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○中村委員

先ほどの委員の選定なんですけど、僕も若年層のところが気にかかってまして、例えばいろ
んな選定委員立ち上げたときに、よくPTA連合会の会長が委員になったりとか、そういう何かの会
長とかが委員によくなるんですけど、そもそもそういう人たちってかなりもともとやる気があって、能
動的に何でもしようという方が多いんで、やはりコミュニティ自治会に入らないという方たちは、そ
もそもそこに、そこまでの情熱を感じてないっていう方々をどう入れるかということだと思うので、
やっぱりその意見をもらえるような方が望ましいのではないかなというふうに思うんですけども、
今から細かく、どういう方を若年層の委員の選定としてもっていくかというのは、今からということ
ですか。

○溝部自治連携課長

そうですね、今から選定する形になると思います。私なんかも、その課題として繰り返しますけ
ども、若い世代とかPTAの世代の方々というところを、自治会の次世代を担う、次世代の方々とい
うところを中心に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○中村委員

分かりました。なるべく、やる気がある方、ない方、僕の世代でもやっぱりいろんな分かれているの
で、やっぱりその本当に、あんまり能動的に関わっていこうとしない人がむしろ委員として入っても
らったほうが本音が聞けるのかなと思うので、難しいところだとは重々承知してるんですけども、

その辺も考慮してもらえればなというところと、あとデジタル化等調査委託料というところで、これは自治会組織の中にデジタル化を推進していこうというような、デジタルを推進できるような指導を行うような形のイメージでいいんですか。

○溝部自治連携課長

そうですね、他の市でも先進事例もございますけれども、自治会、その社会の流れとして今、デジタル化というところは進んでいます。自治会については、紙ベースの運営というのが相変わらず続いているというところで、回覧板とかそういったものをデジタルにしてはどうかとか、あと、会費の徴収について、そういったものを活用できないかというところを主に研究してまいりたいというふうに考えております。

○中村委員

分かりました。デジタル化はかなり僕いいと思うんですよ。一応会員にはなってるけど、正直回覧板もあんまり見ないとかという方もすごく多いし、市報もそんなに見ないということも多いし、もうそもそも入ってない方は市報も来ないしというところがあるので、できたらデジタル化しっかり進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○三重委員長

ほかに、御質疑。

○重松委員

コミュニティ助成金についてお伺いします。この助成金、大変人気が高くて、競争率が激しくてなかなか採択になるとかも珍しくないと聞いているんですけど、今回二つの自治会が採択できたということで、ものすごい素晴らしいと担当課の努力かなと思うんですけど。その中で東荘園町自治会が公民館の建て替えということで、かなり 1,550 万円ということで、大きな金額なんですけれども、例えばこの助成金というのは、恐らく単年度執行が原則だと思うんです。

その辺りで、今資材の高騰とか資材不足とか、そういうのが原因で、恐らく工期が遅れて翌年度の事業にまたがるときに、この助成金というのは引き継がれるのか、もうそこで助成金がストップするのかということをまずお伺いします。

○溝部自治連携課長

東荘園町からは、一応工期は1月ぐらいに完成するようにお聞きしております。

そういった社会情勢でそういったこともあります、今のところ東荘園町から年度を越えてとか、そういう御相談は今ないので、余裕も3か月ありますので、今のところ対応できるものと私は考えております。

○三重委員長

ほかに質疑ございませんか。

○日名子委員

多くの自治会の公民館が、1階に温泉があったりもしますが、2階建てで高齢者が上に登っていけないみたいなことが多いので、建て替えたいというような声も聞きますけれども、市としてはどのぐらいそういう御意見とか、今後の公民館の建て替えとか、在り方とかは、どのようにお考えですか。

○溝部自治連携課長

そのような、私老朽化している公民館というのを、それを補修したいとか、建て替えしたいというようなお話は多々聞きます。

ちょっと公民館の助成制度というのは、御承知のように教育委員会の社会教育課のほうがしておりますので、そちらお聞きすると予算も充実させてきてるというふうにお聞きしてますし、うちのほうで御相談受けたときは、社会教育課のほうお願いしているところです。

今回、東荘園の部分も、運よくというか、宝くじの助成金のほうで受けることでできて、それについても、一部 300 万円ほど市の補助金を受けているようにお聞きしてます。うちとしても、そういったことで御相談受ければ、私ども受けれる制度というのを御紹介いたしております。

○日名子委員

そういう地区の方々からもそういう意見はいただいているんですけども、今後、そういうふうな御意見が候補にあがってくるかなと思いますので、ちょっとそのときは御相談に乗っていただければと思います。お願いします。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 38 号、令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)自治連携課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 38 号自治連携課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、自治連携課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)11 時 18 分

(再開)11 時 18 分

○三重委員長

再開いたします。

次に、新湯治・ウェルネス推進室関係機関の審査を行います。

議第 54 号、市長専決処分について、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)新湯治・ウェルネス推進室関係部分及び議第 55 号、市長専決処分について、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)新湯治・ウェルネス推進室関係部分について、当局から一括して説明願います。

○山内市長公室長

それでは、御審議いただく新湯治・ウェルネス推進室関係議案は、推進室長より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○和田市長公室長参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

それでは、新湯治・ウェルネス推進室関係部分の説明をさせていただきます。

議第 54 号及び議第 55 号の補正予算の市長専決処分ですが、令和 8 年度当初予算に計上し、議決をいただいた国の地域未来交付金を活用した新湯治・ウェルネスを推進する事業について、令和 8 年 3 月 31 日付交付決定の内示があり、令和 7 年度の予算措置が必要となったことで、関係経費を令和 7 年度予算に計上するとともに、令和 8 年度当初予算を減額したものです。

まず、議第 54 号、市長専決処分についてにおける処分事項、令和 7 年度別府市一般会計補正予算(第 8 号)新湯治・ウェルネス推進室関係部分です。

議案書 34 ページをお開きください。

第 3 表、債務負担行為補正です。研究実践拠点施設事業者選定支援業務委託料について、令和 7 年度から令和 9 年度までの期間、限度額 151 万 8,000 円の債務負担行為を設定しています。

次に、議案書 42 ページをお開きください。

事業番号 1439、新湯治・ウェルネス推進に要する経費の追加額として、事業者選定委員会委員報酬 28 万円、費用弁償 4 万 5,000 円、研究実践拠点施設事業者選定支援業務委託料 3,668 万 1,000 円、合計 3,700 万 6,000 円を計上しております。

次に、議第 55 号、市長専決処分についてにおける処分事項、令和 8 年度別府市一般会計補正予算(第 1 号)新湯治・ウェルネス推進室関係部分です。

議案書 49 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為補正ですが、先ほどの議第 54 号にて、令和 7 年度予算で債務負担行為を設定しましたので、令和 8 年度の債務負担行為を廃止するものです。

次に、議案書 57 ページをお開きください。

事業番号 1439、新湯治・ウェルネス推進に要する経費についてです。こちら先ほど、議第 54 号にて、令和 7 年度予算に計上いたしましたので、令和 8 年度予算を同額の 3,700 万 6,000 円を減額させていただくものです。

以上、一般会計補正予算案第 54 号及び議第 55 号新湯治・ウェルネス推進関係部分の説明を終わります。何とぞ慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。今日、委員会冒頭申し上げたように、この議第 54 号及び議第 55 号市長専決処分については、3 月議会の 8 年度当初予算として既に議決を受けているものでありますので、今回の議案はあくまでも専決処分に係る内容であるため、事業内容について集中し過ぎないよう、皆様方におかれましては、御協力をお願いしたいと思います。

質疑のある方は御発言願います。

○安部委員

PFI 事業者選定委員、これはもう決まったんですか。

○和田市長公室長参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

はい、決まっております。

○安部委員

それは公表できるんですか。

○和田市長公室長参事兼新湯治・ウェルネス推進室長

公表しております。委員長に井上正文大分大学名誉教授、副委員長に岩田弘別府市副市長、委員に内田一郎別府中央病院院長、それから同じく委員に小田毅別府市環境保全委員会審議会専門委員、同じく委員に河野商工会議所専務理事、そしてあと最後の委員が八木みちる別府八湯温泉道名人会副理事長となっております。

○三重委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第 54 号、市長専決処分について、令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)新湯治・ウェルネス推進室関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 54 号新湯治・ウェルネス推進室関係部分については原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第 55 号、市長専決処分について、令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)新湯治・ウェルネス推進室関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 55 号新湯治・ウェルネス推進室関係部分については原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で新湯治・ウェルネス推進室関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩)11 時 25 分

(再開)11 時 25 分

○三重委員長

再開いたします。

最後に、防災危機管理課関係議案の審査を行います。

議第 38 号、令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)防災危機管理課関係部分について、当局から説明願います。

○日置防災局長

それでは、防災危機管理課関係について、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○中西次長兼防災危機管理課長

それでは、議第 38 号、令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)関係部分について、御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

最初に、歳出について御説明いたしますので、予算書の 20 ページをお開きください。

事業番号 0536、地域防災に要する経費の追加額 400 万でございます。今回の補正については、大きく二つの事業に係る経費を計上しております。

一つ目は、総務省、消防庁による委託事業として、大分県で本市のみ採択された自主防災組織等

活性化推進事業に係る経費 200 万円でございます。もう一つは、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金の 200 万円でございます。

まず、自主防災組織等活性化推進事業の内容でございますが、学校機関、外国人、高齢者等の要配慮者、また地域住民、防災に係る事業者、自主防災組織等の連携強化及び登録関係の構築、防災意識の向上を目的として、体験型の防災訓練や、訴求力のある有名人による防災講演を行う計画でございます。

200 万円の内訳でございますが、講師謝礼金として 150 万円、消耗品 10 万円、チラシ作成等の業務委託料として 30 万円、写真撮影等委託料で 10 万円を計画しております。

次に、コミュニティ助成金の 200 万円でございますが、これは市内の南地区の防災士会、こちらのほうが令和6年度に実施しました自主防災組織、避難所運営訓練、それに係る実績に基づきまして頂ける助成金でございます。

今年度は、200 万円を元に防災訓練に必要な資機材を購入いたしまして、また独自の訓練をやる予定でございます。

次に、それに伴う歳入について御説明いたします。

予算書9ページをお開きください。

16 款国庫支出金、3項国庫委託金、3目消防費委託金、自主防災組織等活性化推進事業委託金 200 万円でございます。

先ほど歳出で御説明しました自主防災組織等活性化推進事業に対する国庫委託金でございます。

次に、予算書 13 ページをお開きください。

22 款諸収入、6項雑入、4目雑入、コミュニティ助成金、下の欄の 200 万円でございます。先ほど歳出で御説明しましたコミュニティ助成金でございます。

これは、一般財団法人自治総合センターからの繰入れになりますので、雑入扱いということになります。

以上で防災危機管理課関係部分の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○中村委員

講師の 150 万円というところなんですけど、今講師のめどというか選定のほうは進んでいますか。

○中西次長兼防災危機管理課長

これ総務省のほう予算とありましたので、これからあたりをつけていくんですが、かなり高額になっているのは、やはり人を呼べるだけの有名な方ということで、今もろもろ当たっているところです。まだ確定しておりません。

○三重委員長

ほかに御異議ございません。

○日名子委員

講師の話なんですけど、前回ゆうちゃみさんがいらっしゃって、大変盛り上がったと記憶しておりますが、ちょっとやっぱり影響力もある方によって、若い人でも防災の知識とか、備えという重要性みたいなものを分かってくださるように、きっかけは何であれ、本当に大変盛り上がったので、大変驚

きましたけれども、そういう影響力のある方をまた選定していただければと思います。

○三重委員長

ほかに。

○重松委員

今の関連して、訴求力のあるイメージの方ということで、150 万円というのは妥当な金額なんですか。相場がこのぐらいということなんですか。積算根拠というか。

○中西次長兼防災危機管理課長

一応枠の中、200 万円の中で割り振りというのは決まってるんですけども、これを全部使うというのは、消防庁の内訳というんですか、一応その範囲内で 150 万円というのが上限としてありますので、そこの中から実際は選んでいくという形になりますが、相場という観点からすると 150 万じゃやっぱり足りない方、有名人というのは多うございます。

そういう自治体がやる防災のためにというところで御理解をいただいて、実は相場よりも安く引き受けてくださっている面もございますので、そういったところで使わせていただきます。

○谷口副委員長

場所はどちらかもう決まってるんですか。開催する。

○中西次長兼防災危機管理課長

イベント内容としては、人を集めて、有名人をただ呼ぶだけではなくて、防災訓練等々もきちんとやるというのが前提になりますので、多くの人が集められる。今考えているのは、避難所とかに指定しているような学校であるとか、そういったところが適当ではないかなというふうに考えております。これからまた選んでいって。

○谷口副委員長

前回、ゆめタウンでやって、私も娘と参加したんですけど、やっぱり実際に地震の体験ができるブースがすごく並んでたりというのもあったので、そういうのが分散できるように、御相談でいたらいいのかなと思いましたので、その辺もよろしくお願いします。

○三重委員長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 38 号、令和8年度別府市一般会計補正予算(第2号)防災危機管理課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第 38 号防災危機管理課関係については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任させていただきます。

これをもちまして、総務企画消防委員会の議案審査を終了いたします。

○閉議：11 時 47 分